

## 平成24年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの

番号	項目	監査の結果および意見（要旨）	区分	措置内容及び改善方針
1	共通指摘事項①： 補助対象事業の公益性について (P18)	<p><b>【指摘事項】</b> 補助対象事業に補助金を交付することが公益性の観点から必要か否か再度検討すべきである。 なお、公益性の考え方は例えば以下のような観点を考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「交付要綱」等で目的が明文化されていること。</li> <li>●目的の内容が具体的かつ明瞭に記載されていること。</li> <li>●市の政策目的に合致していること。</li> <li>●補助金等支出の効果が測定できるように目標設定が行われていること。</li> <li>●受益者が特定の者に偏らず市民の間に不公平が生じないこと。</li> </ul>	①	<p>「補助金等の見直しに係る指針」（試行）を平成25年10月に策定し、「公益性」について整理しました。 補助金については、平成26年度から見直しを実施します。 (総務部行政管理課)</p>

2	<b>共通指摘事項②：</b> <b>補助金交付先の財政状態・資金状況を勘案した補助金額の妥当性について(P18)</b>	<b>【指摘事項】</b> 交付先の財政状態・資金状況を勘案して、補助金の必要性の有無及び補助金額の算定を検討することが必要である。	② 「補助金等の見直しに係る指針」(試行)を平成25年10月に策定し、「補助金の適格性の確認」項目の中で整理するとともに、予算編成時には、交付先の財政状況を踏まえて補助金の必要性を検討するための「補助金チェックシート」の提出を求めることとしました。 (総務部行政管理課)
3	<b>共通指摘事項③：</b> <b>実績報告の適正性について(P19)</b>	<b>【指摘事項】</b> 原因は様々ではあるが、主として、実績報告書の具体的な作成指針がないこと、作成指針がある場合であっても抽象的で具体性に欠ける点、交付申請者への指導監督が不十分な点等が考えられる。 以上の点を踏まえ、交付要綱等の改善、交付先への指導監督の強化が必要である。	① 「補助金等の見直しに係る指針」(試行)を平成25年10月に策定し、「実績の検証のあり方」として整理しました。 (総務部行政管理課)
4	<b>共通指摘事項④：</b> <b>審査に係る内部統制機能の強化について(P19)</b>	<b>【指摘事項】</b> 審査に係る組織の内部統制機能の強化が必要である。そのためには、審査担当者が有効な審査を実施できるよう交付規則や交付要綱等の整備が必要である。  加えて、担当者の審査能力の研鑽が必要である。	① 補助金等の交付に関する統一的な事務処理を定めた「下関市補助金等交付規則」を平成25年12月に制定しました。 (財政部財政課)  職員の審査能力については、職場研修や部局研修等の受講の機会を通じ研鑽を積むよう促します。また、他機関において実施される研修の受講案内等情報提供を行っ

			て参ります。 (総務部職員課)
5	<b>共通指摘事項⑤： 審査日程について (P19)</b>	<b>【指摘事項】</b> (i) 実績報告書の收受日等、補助金の交付手続に関する書類の日付を実際の日付とすべきである。 (ii) 十分な審査を実施する時間が確保できるよう、審査の完了期限を年度末日後一定の期間内とする旨を補助金等交付規則(共通指摘事項⑥参照)で明文化するとともに、運用マニュアルの規定を同規則に即した内容に改定すべきである。	① 下関市補助金等交付規則第9条においては、実績報告書は補助事業等が完了した日から起算して20日を経過した日までに提出することとしていますが、補助事業等の履行確認は実績報告書に基づいて行うため、当該年度の予算を執行する補助金で3月31日までに履行確認を行う必要があるものは、第9条のただし書きを適用し、各交付要綱にて実績報告書の提出期限を定めています。 (財政部財政課)
6	<b>共通指摘事項⑥： 補助金等に関する 基本方針の策定に ついて(P20)</b>	<b>【指摘事項】</b> 補助金等が市の施策との関連性の観点から効果的・効率的に使用されるべく、補助金等の交付に関する事務の取り扱いについて基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算執行の適正化を図ること及び補助金等の見直しを目的とした補助金等交付規則を制定し運用すべきである。 なお、他の共通指摘事項や共通意見を踏まえて、補助金等の交付に関する事務の取り扱いを包括的に定めた補助金等交付規則として制定すべき事項としては「補助金等の交付の前提となる考え方」及び「補助金等の見直しの考え方」に関する項目が考えられる。  (補助金等の交付の前提となる考え方) ●補助金等の交付は、客観的に公益上必要であると認められること。	① 「補助金等の見直しに係る指針」(試行)を平成25年10月に策定し、「補助金の見直しの基本的な考え方」として整理しました。 (総務部行政管理課)

		<ul style="list-style-type: none"> <li>●効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益のみとならないこと。</li> <li>●市及び市民にとって真に補助すべき内容であること。</li> <li>●補助団体等の補助金等に関する会計処理が適切であり、補助金等の使途が明確であること。</li> <li>●補助対象事業に係る決算書のみでなく、交付先の決算書の提出を補助金額の確定通知後であっても義務付けること。</li> <li>●補助の対象となる経費を明確にすること、及び交際費等公益的事業に直接関係しない経費については対象としないこと。</li> <li>●補助対象経費については、原則として領収書等の証憑の提出を義務付けること。</li> <li>●類似の補助金等や同一団体等への重複補助の有無を確認し、事務の簡素化と補助金等の効果を上げるために重複している補助金等の整理統合を検討すること。</li> <li>●原則として補助金等の限度額を設定すること。</li> <li>●原則として定期的に見直しを行うこと。</li> <li>●原則として終期の設定をすること。</li> </ul> <p>(補助金等の見直しの考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●運営費補助(団体を運営するための経費に対する補助)、事業費補助(特定の事業を行うための経費に対する補助)といった区分に、市の財政上の区分等を加味した分類を行い、効果の測定や見直しを容易にすること。</li> <li>●市全体で補助金等を一元的に管理・運用すること。</li> <li>●補助金等の交付の前提となる考え方、及び補助金等の分類ごとの性質を総合的に勘案して補助金等の必要性を審査すること。</li> </ul>		
7	<p><b>共通意見①：</b>  <b>補助対象事業、対</b></p>	<p><b>【意見】</b>  補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるよう、交付要綱において補</p>	<p>② ⑤</p>	<p>「補助金等の見直しに係る指針」(試行)を平成25年10月に</p>



	象経費及び補助割合の明確化について(P22)	助金額の算定方法をより具体的に規定することが望ましい。		策定し、「補助金の交付基準」として整理しました。 (総務部行政管理課)
8	共通意見②： 補助金の支出効果の測定について(P22)	<p>【意見】</p> <p>補助金交付当初の目的が達成されたか否か、補助金の見直しが必要か否かという判断を行うためにも、客観的な効果測定を行うのが望ましい。</p> <p>なお、効果の測定・検証にあたっては、以下のような観点を考慮するのが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金の支出効果が測定できるように、申請時に具体的な目標を設定させ、その目標との対比で効果の測定・検証を行うこと。</li> <li>●効果を検証した結果、問題点を把握し、廃止・見直し・継続の検討を行うこと。</li> <li>●補助団体等に対する補助金のみならず他の支出も含めた観点で、効果測定を行うこと。</li> </ul>	②	「補助金等の見直しに係る指針」(試行)を平成25年10月に策定し、「実績の検証のあり方」として整理しました。 (総務部行政管理課)
9	共通意見③： 補助対象支出中の消費税等相当額の取り扱いについて(P22)	<p>【意見】</p> <p>交付要綱上で消費税等相当額を減額・返還する旨の記載が必要か否か検討することが望ましい。</p>	②	各補助金の交付要綱において規定することが必要か否か検討します。 (財政部財政課)
10	共通意見④： 第三者機関による評価制度の導入について(P23)	<p>【意見】</p> <p>補助金等の客観的な見直しを実効性のあるものにするために、市民の目線を意識した、有識者等から構成される第三者機関による評価制度を導入することが望ましい。</p>	② ⑤	補助金については、有識者等から構成される「補助金検討委員会」(第三者委員会・附属機関)を設置し、平成26年度から見直しを実施します。 (総務部行政管理課)

※ページの表示は、「平成24年度包括外部監査結果報告書」による。

平成24年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの

事案番号 事案件名 (頁数)	監査の結果および意見 (要旨)	区分	措置内容及び改善方針
個別事案1： 下関市中山間 地域重点プロ ジェクト推進 事業補助金 (P26)	【意見】消費税等相当額の取扱いについて 交付要綱上で消費税等相当額を減額・返還 する旨の記載が必要か否か検討することが望 ましい。	③	「下関市中山間地域重点プロジェクト推進事業補助金交 付要綱」については、元になる「山口県中山間地域重点プロ ジェクト推進事業補助金交付要綱」の平成24年度末の廃止 に伴い、その効力を失ったところです。 このたび、県が同等の事業に組み替えて補助金交付要綱を 制定したことに伴い、本市も要綱を制定（平成26年4月1 日施行）し、その中で「補助対象支出中の消費税等相当額の 取り扱い」について、所要の条文整理を行いました。 (総合政策部地域支援課)

個別事案 2： 下関市留学生 住居費助成金 (P27)	(1) 【指摘事項】 補助対象者の選定について 公平性の観点から、市税滞納者を補助金の 交付対象から除外すべきである。	①	市税滞納者を補助金の交付対象者から除外する措置とし て、助成金申請書を改正し、平成 25 年度より申請時及び請 求時（上半期及び下半期）の 3 回において市税の滞納がない ことを示す証明書の添付を義務付けしました。 (総合政策部国際課)
	(2) 【意見】 審査の適切性について 審査担当者は、より適切な審査をすることが 望ましい。	①	賃貸借契約書等の提出書類については、点検体制を複数人 にし、記載事項をより詳細に点検し、不備及び誤記入が無い ことを確認し、適正な審査を行うこととしました。 (総合政策部国際課)
個別事案 4： 下関市自衛隊 父兄会補助金 (P28)	【指摘事項】 補助対象の適切性・公益上の必 要性について 補助金の目的が時代と整合していない。こ の補助金はすでに目的を終えたと考えられ、 公益性が薄く廃止すべきである。	②	段階的に削減し、事業費補助の移行を検討しております。 補助金の見直しに係る指針（試行）に基づき、事業費補助に 移行できない場合、最終的には廃止とする方針を決定しまし た。 その間に自衛隊父兄会では、団体の自立を図るため、内部 での資金の積み立てや会費の値上げ等を検討していただく 予定です。 (総務部総務課)
個別事案 5： 下関市文化事 業費補助金 (P29～30)	(1) 【指摘事項】 補助金額の算定の適切性 について 補助金額の算定根拠が曖昧であるため、補 助金額自体の合理性を検討できない。交付要 綱で補助金額の算定根拠を明確にすべきであ る。	①	下関市文化事業費補助金交付要綱第 3 条を改正し、補助金 額の算定根拠を示すこととしました。改正交付要綱は、平成 25 年 10 月 1 日付で施行いたしました。 (市民部市民文化課)
	(2) 【指摘事項】 審査の適切性について 無作為で抽出した特定の補助対象事業につ いて経費の内容を領収書等の証憑と照合し、	①	平成 23 年度交付の当該補助金について平成 25 年 3 月 27 日（水）市民会館において、報告書類と領収書等の証憑 と照合を行ないました。

	<p>審査の有効性を高めるべきである。</p> <p>(3) <b>【指摘事項】 審査の日程について</b>  事業年度末の日付に形式的に拘らず補助金対象事業に係る事業報告書及び収支決算書の内容を審査し、その後に決算及び補助金額の確定通知発送を行うべきである。そこで、補助金全般に共通する事項であるため、形式的な日付に拘らず実質的な審査が実施できるよう基本方針等で明確にすべきである。</p>	<p>(市民部市民文化課)</p> <p>① 下関市補助金等交付規則(平成25年12月16日規則第63号)第9条の実績報告の時期の規定により、実質的な十分な審査の時間が確保できる完了期限とするよう、下関市文化事業費補助金交付要綱の一部を改正し、第10条で実績報告書を事業完了の日から起算して、20日を経過した日までに提出することとし、平成26年4月1日付で施行しました。</p> <p>(市民部市民文化課)</p>
	<p>(4) <b>【意見】 効果の測定及びフィードバックの適切性について</b>  補助金対象事業に関して例えば、補助金の支出による入場料の引き下げがどの程度の入場者数の増加につながったのか等の客観的な指標等を用いた効果測定を行なうことが望ましい。</p>	<p>③ 当該補助金が対象となる文化事業は、その対象が市内各地域や学校における文化芸術の取り組みを支援するものから、著名な団体が行なう公演により市民が芸術文化に触れる機会の創出を図るものまで多岐にわたります。</p> <p>単に入場者数、収支といった数値だけでは効果の測定が困難であると思われませんが、効果測定については今後検討してまいります。</p> <p>(市民部市民文化課)</p>
	<p>(5) <b>【意見】 消費税相当額の取り扱いについて</b>  交付先が課税事業者の場合、他の補助金同様、補助対象支出中の消費税等相当額の返還もしくは減額の規定を交付要綱等で設ける必要があるか検討することが望ましい。</p>	<p>⑤ 消費税の取り扱いについて規定されている他の交付要綱と比較検討し、消費税額の返還もしくは減額の規定を交付要綱で設ける必要性について今後、検討してまいります。</p> <p>(市民部市民文化課)</p>
<p>個別事案9：  私立保育所運営費等補助金(P31)</p>	<p><b>【意見】 審査及び指導監督の適切性について</b>  補助金の申請をする際の提出書類は、収支計画書を入所児童者数調のみである。収支計算書は、補助金に関する事項のみであり、保</p>	<p>① 私立保育所は、毎年6月、市の指導監査担当課である福祉部福祉政策課に監査資料を提出しており、資料「資金収支決算内訳書」の中で保育所の補助金収入と支出が確認できました。</p>

	<p>育所の決算書と整合しているかまでは確認できない。そのため、補助対象経費として報告された金額が適正か否か判断できず、また、保育所側での補助金に関する会計処理が把握できない。</p> <p>以上の点を踏まえ、実績報告として保育所の決算書の提出を補助金額の確定通知後であっても追加で求め、指導監督を徹底することが望ましい。</p>	<p>当該補助金は、保育所運営費と同様に、入所児童の処遇向上のための経費として支出されるものであり、主に人件費にあてられるものです。今後も監査資料等により保育所側の会計処理を把握し、補助金が適正に会計処理されているか確認することとします。</p> <p>(こども未来部こども育成課)</p>
<p><b>個別事案 12 :</b> <b>保育所地域活動事業費補助金</b> <b>(P32～P34)</b></p>	<p>(1) <b>【指摘事項】 審査及び指導監督の適切性について</b></p> <p>補助金が適正に使用されるためにも、領収書やより詳細な事業活動結果記録を提出させ、合わせて適正な内容の実績報告を提出するよう指導監督すべきである。また、提出された資料と実績報告書の内容を照合する等、実質的な審査を実施すべきである。</p> <p>また、交付金額が過大になっている部分については、補助金の返還を求めるべきである。</p> <p>補助金の返還請求を行うべき対象は以下のとおりである。</p> <p>①A 保育園 対象金額：71,210 円</p> <p>保護者会の収支対象に含められている経費について補助対象経費として請求していた。</p> <p>また、実施計画書には記載していたが実際には実施しなかった事業に係る経費を補助対</p>	<p>① 平成24年度の実績報告書の提出の際に、事業活動内容のわかる資料(写真等)や領収書を提出させ、報告書の内容と照合しました。</p> <p>今後も継続して実質的な審査を行うこととしました。</p> <p>なお、平成23年度の交付金額が過大になっていた①②③の保育園に対しては、平成24年度中に返還請求を行い、既に返還されています。</p> <p>(こども未来部こども育成課)</p>

<p>象経費として請求していた。本来補助対象経費とはならないこれらの金額が返還対象となる。</p> <p>②B 保育園 対象金額：78,968 円 保護者会の収支計画に含められている経費について補助対象経費として請求していた。本来補助対象経費とはならない金額が返還対象となる。</p> <p>③C 保育園 対象金額：2,475 円 講演の講師に対するタクシー代について、補助対象事業とは異なる領収書を添付していた。当初申請していた金額と本来の金額との差が返還対象となる。</p>	
<p>(2) <b>【指摘事項】実績報告の適正性について</b> 補助対象経費として社会通念上相当と認められる支出に限定する旨の規定を設けるとともに、具体的な補助対象経費を判断する上で有用なガイドラインを設けるべきである</p>	<p>② 補助対象経費について、以下の項目をガイドラインとして設けました。</p> <p>① 恒例行事に付随して実施された行事であっても、補助事業に参加した外部の参加者に対する経費については認める。</p> <p>② 地域活動事業を毎年恒例で行っている行事があるため、消耗品がよくて備品がいけないという線引きは特に設けないが、複数年にわたって使用できるものは今後は認めない。</p> <p>③ アルコールは認めない。 弁当代等については補助事業に参加した外部の参加者</p>

			<p>に対する経費について認める。</p> <p>④ 時間外手当については、認めない。 (こども未来部こども育成課)</p>
個別事案 14 : 平成 23 年度な かべ学院児童 擁護施設整備 費補助金 (P34~P35)	<p><b>【指摘事項】 社会福祉施設の整備に関する入札手続について</b></p> <p>交付要綱第 15 条第 4 項では、社会福祉施設の整備に関する工事費に係る入札手続を工事内容で区別なく規定していると考えられることから、実施設計委託業務、工事監理委託業務についても同様に入札により業者を選定すべきであったと考える。</p>	②	<p>補助金交付対象となる設計委託、工事監理は、交付要綱等に基づき、工事請負と同様に入札により業者選定を行うよう指導し、適正な事務処理が図られるよう努めます。 (こども未来部こども家庭課)</p>
個別事案 15 : 下関市休日等 急病対策業務 補助金 (P36~P37)	<p><b>【意見】 補助金額の算定の適切性について</b></p> <p>実際の運用に合わせ、交付要綱の補助金額の算定根拠の規定を見直すことが望ましい。</p>	②	<p>「補助金等の見直し指針」に基づき要綱の見直しを検討しましたが、「業務運営に必要な経費」に関する資料から、補助金の占める割合の推移が把握でき、補助金としての適格性について判断可能となることから、従前どおりとしました。 (保健部保健医療課)</p>
個別事案 16 : 下関市二次病 院輪番制運営 費補助金 (P37~P38)	<p>(1) <b>【意見】 実績報告の適正性について</b></p> <p>人件費の実績報告が計算書に基づくものであるか否か、また、補助対象経費の計算方法に誤りがないか審査担当者が検討することが望ましい。</p>	①	<p>病院に対し計算方法を確認したところ、すべての病院が共通して、誤った係数を用いて計算をしていたことが判明しました。 各病院、審査担当者に対し改めて正しい計算方法と、担当者変更の際の適切な引継ぎを指導しました。 (保健部保健医療課)</p>
	<p>(2) <b>【指摘事項】 審査日程について</b></p> <p>事業年度末日の日付に形式的に拘らず補助対象事業に係る事業報告書及び収支決算書の内容を審査し、その後に決裁及び補助金額の確定通知発送を行うべきである。補助金全般</p>	①	<p>「下関市補助金等交付規則」の施行に伴い、当補助金の交付要綱を改正しました。(実績報告書の提出期限「当該年度の 3 月 31 日」に但し書きで「概算払いを行っている場合は補助事業の完了した日から起算して 20 日を経過した日まで」を追加しました。)</p>

	に共通する事項であるため、形式的な日付に拘らず実質的な審査が実施できるよう基本指針等で明確にすべきである。		(保健部保健医療課)
個別事案 17 : 産科医等確保 支援事業補助 金 (P39~P40)	【意見】補助金交付先に対する指導監査の適切性について 担当者は牽制の意味も込めて、出産者の一覧表を提出させるか上記のような分析的手法を実施し、補助金額の算定の基礎となる実績報告書に記載された申請人数を検証することが望ましい。	①	ご指摘いただいた「産科医補助金分娩実績数」と「人口動態調査件数」との差異を検証する手法を実施し、実績報告書に記載された申請人数の妥当性を確認していくこととしました。 (保健部保健医療課)
個別事案 19 : 下関市快適環 境づくり推進 協議会補助金 (P41)	【指摘事項】交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性、補助金額の算定の適切性について 補助金額と比較して次期繰越額が大きい一方で、補助金交付先の公金依存度が高い。また支出の内容に応じて会費、補助金のどちらから支出するのかが明確でない。そのため、補助金額の算定根拠を交付要綱において明確にすべきである。 併せて、下関市快適環境づくり推進協議会にコスト意識を高めるよう指導すべきである。	①	平成 24 年 4 月 1 日付けで「下関市快適環境づくり事業推進団体補助金交付要綱」を改正し、補助対象事業、補助対象経費を明確化しました。 また、例年支出している事業については、支出根拠の妥当性について再度検証し、不要な支出がないよう、下関市快適環境づくり推進協議会へ指導しました。 (保健部生活衛生課)
個別事案 20 : 下関市公衆浴 場確保対策事 業補助金 (P42~P43)	(1) 【意見】効果の測定及びフィードバックの適切性について 機械的な補助金の交付のみでは補助金の趣旨の達成は困難と考えられる。補助対象事業を実施したことによる補助金の支出効果を、	②	各施設において浴場活性化対策事業（ふろの日等）を実施することによる利用者数への影響を把握するため、関係資料の提出を求めることとしました。 (保健部生活衛生課)



	各施設の利用状況や収支と関連付けて測定し、今後の補助のあり方を検討することが望ましい。		
	(2) <b>【意見】 審査の適切性について</b> 無作為で抽出した特定の補助対象事業について経費の内容を証憑と照合し、審査の有効性を高めることが望ましい。	②	補助対象事業について経費の内容を証憑と照合し、審査を行うこととしました。 (保健部生活衛生課)
	(3) <b>【意見】 審査日程について</b> 事業年度末日の日付に形式的に拘らず補助対象事業に係る事業報告書及び収支決算書の内容を審査し、その後に決裁及び補助金額の確定通知発送を行うべきである。そこで、補助金全般に共通する事項であるため、形式的な日付に拘らず、実質的な審査が実施できるよう基本指針等で明確にすることが望ましい。	①	補助金交付要綱を見直し、適正に審査できるようにしました。 (保健部生活衛生課)
個別事案 21 : 下関市再資源化推進事業奨励金 (P44)	<b>【意見】 補助金の申請・決定・交付手続について</b> 3月31日付交付決定通知であれば、変更前の代表者宛に交付することが望ましい。	①	変更前の代表者宛に交付するよう改善しました。 (環境部クリーン推進課)
個別事案 22 : 長府観光協会補助金 (P45)	(1) <b>【意見】 補助金額の算定の適切性について</b> 補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるよう、補助対象経費の範囲及び補助割合を明確にすることが望ましい。	④	観光PR等は本来その実施の責務を有する市が委託等により行うべき業務ですが、官民一体となって行うことで費用対効果の高いものになっています。委託の側面から補助金割合を明確にした場合には100%に近い額になりますが、本市の負担分は協会の財源並びに本市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。

	(2) 【意見】効果の測定及びフィードバックの適切性について 実績報告の際に、補助金の支出効果の記載を求めることが望ましい。	④	(観光交流部観光政策課) 観光事業の効果は直接的・短期的なものでないため、単純な費用対効果を算出することは困難です。 (観光交流部観光政策課)
個別事案 23 : 吉田観光協会 補助金 (P46)	(1) 【意見】補助金額の算定の適切性について 補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるよう、補助対象経費の範囲及び補助割合を明確にすることが望ましい。	④	観光PR等は本来その実施の責務を有する市が委託等により行うべき業務ですが、官民一体となつて行うことで費用対効果の高いものになっています。 委託の側面から補助金割合を明確にした場合には100%に近い額になりますが、本市の負担分は協会の財源並びに本市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。 (観光交流部観光政策課)
	(2) 【意見】効果の測定及びフィードバックの適切性について 実績報告の際に、補助金の支出効果の記載を求めることが望ましい。	④	観光事業の効果は直接的・短期的なものでないため、単純な費用対効果を算出することは困難です。 (観光交流部観光政策課)
個別事案 24 : 馬関まつり補 助金 (P46)	(1) 【意見】補助金額の算定の適切性について 補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるよう、補助対象経費の範囲及び補助割合を明確にすることが望ましい。	④	観光PR等は本来その実施の責務を有する市が委託等により行うべき業務ですが、官民一体となつて行うことで費用対効果の高いものになっています。 委託の側面から補助金割合を明確にした場合には100%に近い額になりますが、本市の負担分は協会の財源並びに本市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。 (観光交流部観光政策課)
	(2) 【意見】効果の測定及びフィードバックの適切性について 実績報告の際に、補助金の支出効果の記載	④	観光事業の効果は直接的・短期的なものでないため、単純な費用対効果を算出することは困難です。 (観光交流部観光政策課)

	を求めることが望ましい。		
個別事案 25 : しものせき海 峡まつり補助 金 (P47)	(1) 【意見】 補助金額の算定の適切性について 補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるよう、補助対象経費の範囲及び補助割合を明確にすることが望ましい。	④	観光PR等は本来その実施の責務を有する市が委託等により行うべき業務ですが、官民一体となつて行うことで費用対効果の高いものになっています。 委託の側面から補助金割合を明確にした場合には100%に近い額になりますが、本市の負担分は協会の財源並びに本市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。 (観光交流部観光政策課)
	(2) 【意見】 効果の測定及びフィードバックの適切性について 実績報告の際に、補助金の支出効果の記載を求めることが望ましい。	④	観光事業の効果は直接的・短期的なものでないため、単純な費用対効果を算出することは困難です。 (観光交流部観光政策課)
個別事案 26 : 維新・海峡ウォーク補助金 (P48)	(1) 【意見】 補助金額の算定の適切性について 補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるよう、補助対象経費の範囲及び補助割合を明確にすることが望ましい。	④	観光PR等は本来その実施の責務を有する市が委託等により行うべき業務ですが、官民一体となつて行うことで費用対効果の高いものになっています。 委託の側面から補助金割合を明確にした場合には100%に近い額になりますが、本市の負担分は協会の財源並びに本市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。 (観光交流部観光政策課)
	(2) 【意見】 効果の測定及びフィードバックの適切性について 実績報告の際に、補助金の支出効果の記載を求めることが望ましい。	④	観光事業の効果は直接的・短期的なものでないため、単純な費用対効果を算出することは困難です。 (観光交流部観光政策課)
個別事案 27 : 海水浴場施設整備費補助金	(1) 【意見】 補助金額の算定の適切性について 補助金額が妥当かどうかを具体的に判断で	①	平成25年度より補助金を廃止しました。 (観光交流部観光政策課)

<p>補助金 (P48～P49)</p>	<p>きるよう、補助対象経費の範囲及び補助割合を明確にすることが望ましい。</p> <p>(2) 【意見】効果の測定及びフィードバックの適切性について 実績報告の際に、補助金の支出効果の記載を求めることが望ましい。</p> <p>(3) 【指摘事項】補助金交付先への指導監督の適切性について 交付要綱第8条では「市長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行」うとあるが、実質的な審査を行っていない。そこで、金額的な多寡はあると思うが、異常点項目に関しては何らかの対応をとるべきである。</p>		
<p>個別事案 29 : 海峡花火大会 補助金 (P50～P51)</p>	<p>(1) 【意見】補助金額の算定の適切性について 補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるよう、補助対象経費の範囲及び補助割合を明確にすることが望ましい。</p> <p>(2) 【意見】効果の測定及びフィードバックの適切性について 実績報告の際に、補助金の支出効果の記載</p>	<p>④</p> <p>④</p>	<p>本市を代表する観光イベントのひとつであり、本市単独100%支出による開催も考えられますが、本市の財政事情や民間寄付等を考慮し、イベントの開催に必要最低限の補助金の額を支出しているため、対象経費の範囲や割合を明確にすることは困難です。</p> <p>なお、花火大会の運営は民間ボランティアである「海峡花火大会実行委員会」が実施しています。不景気が続く本市において民間からの寄付金の確保は年々厳しくなっていく中で、本市の補助金額の減額や廃止は大会の中止につながるものと考えます。</p> <p>(観光交流部観光政策課)</p> <p>④ 関門連携事業として毎年100万人以上の集客のあるイベントであり、支出効果は大きいと容易に判断できます。</p> <p>(観光交流部観光政策課)</p>

	を求めることが望ましい。		
	<p>(3) 【指摘事項】 補助金交付先への指導監督の適切性について</p> <p>交付要綱第8条では「市長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行う」とあるが、審査担当者は、義援金の事実確認等、決算書の実質的な審査を行っていなかった。審査担当者は実質的な審査を行うべきである。</p>	②	<p>今後は今以上に内容を審査することとします。 (観光交流部観光政策課)</p>
<p>個別事案 30 : しものせき観光キャンペーン事業 助成金 (P51~P52)</p>	<p>(1) 【意見】 補助金額の算定の適切性について</p> <p>特に平成24年度以降予算の増額も予想されることから、補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるよう、補助対象経費の範囲及び補助割合を明確にすることが望ましい。</p>	④	<p>しものせき観光キャンペーン実行委員会は、本市観光振興のソフト面での観光客誘致及び受入体制の整備等による観光地づくりに、市内各種組合・協会・団体が行政と一丸となって取り組む官民一体の観光キャンペーンの推進組織です。</p> <p>情報発信のタイミング・スピードは当該組織ならではの利点で、他の市町に先駆けてタイムリーな情報をいち早く提供することで、本市観光客の誘致につながっており、旅行者の認知度も高いと考えます。</p> <p>このように官民一体となっていくことで市が単独で事業を推進するよりもはるかに費用対効果の高いものになっています。本市の負担分は財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。 (観光交流部観光政策課)</p>
	<p>(2) 【意見】 効果の測定及びフィードバックの適切性について</p> <p>補助金の支出効果が測定できるように、申請時に具体的な目標を設定させ、その目標との対比で効果の測定・検証を行うことが望ましい。</p>	④	<p>観光事業の効果は直接的・短期的なものではないため、単純な費用対効果を算出することは困難です。 (観光交流部観光政策課)</p>

個別事案 31 : 海峡のまち下 関歴史ウォー ク補助金 (P52~P53)	(1) 【意見】 補助金額の算定の適切性について 補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるよう、補助対象経費の範囲及び補助割合を明確にすることが望ましい。	④ 観光PR等は本来その実施の責務を有する市が委託等により行うべき業務ですが、官民一体となつて行うことで費用対効果の高いものになっています。 委託の側面から補助金割合を明確にした場合には100%に近い額になりますが、本市の負担分は協会の財源並びに本市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。 (観光交流部観光政策課)
	(2) 【意見】 効果の測定及びフィードバックの適切性について 実績報告の際に、補助金の支出効果の記載を求めることが望ましい。	④ 観光事業の効果は直接的・短期的なものでないため、単純な費用対効果を算出することは困難です。 (観光交流部観光政策課)
個別事案 32 : 下関観光コンベン ション協会補助金 (P53)	(1) 【意見】 補助金額の算定の適切性について 当該補助金は特定の事業者に交付されているため透明性や公平性の確保がより重要となる。そのため、補助金額の算定に関して交付要綱で明確にすることが望ましい。	④ 下関観光コンベンション協会は、本市の観光客誘致宣伝活動及びコンベンション誘致を行っており、一企業の営利を追求するような一般の事業者とは全く異なるものです。当該協会の事業効果は本市全域に及ぶ波及効果の高いものであり、大規模なコンベンション開催にいたっては数億円規模の経済効果をもたらします。これは本来官が行うべき事業を民間主導で官民一体となつて行うことで市が単独で事業を推進するよりも柔軟かつ迅速に行うことが可能となり、結果としてはるかに費用対効果の高いものになっています。本市の負担分は協会の財源並びに本市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。 (観光交流部観光政策課)
	(2) 【指摘事項】 実績報告書の適正性、審査の適切性について 補助対象経費の内容と領収書との照合、収益事業・非収益事業の区分を跨ぐ経費の按分	③ 今後相手方と協議を行い、客観的な審査が可能となる形を検討していきます。 (観光交流部観光政策課)

	<p>に関する基準の妥当性の確認等により、提出を受けた実績報告書の内容が適切か否かを検証し、実質的な審査を実施すべきである。</p> <p>加えて、補助対象事業及び経費について適切な審査を実施する前提として、(社)下関市観光コンベンション協会に対して財務諸表の会計区分に応じた補助金の交付申請及び適正な実績報告を行うよう指導監督すべきである。</p>		
	<p>(3) <b>【意見】 審査日程について</b></p> <p>事業年度末日の日付に形式的に拘らず補助対象事業に係る事業報告書及び収支決算書の内容を審査し、その後に決裁及び補助金額の確定通知発送を行うべきである。</p> <p>そこで、交付要綱第7条に従い、形式的な日付に拘らず無理のない審査日程で審査することが望ましい。</p>	①	<p>下関市補助金等交付規則(平成25年12月16日規則第63号)第9条の実績報告の時期の規定に基づき、下関市観光振興対策事業補助金交付要綱第12条で実績報告書を事業完了の日から起算して、20日を経過した日までに提出することとし、平成26年4月1日付で施行しました。</p> <p>(観光交流部観光政策課)</p>
	<p>(4) <b>【意見】 効果の測定及びフィードバックの適切性について</b></p> <p>実績報告の際に、補助金の支出効果の記載を求めることが望ましい。</p>	④	<p>観光事業の効果は直接的・短期的なものではないため、単純な費用対効果を算出することは困難です。</p> <p>(観光交流部観光政策課)</p>
<p><b>個別事案 33 :</b> 下関市地域スポーツ活動振興業務補助金 (P56~P58)</p>	<p>(1) <b>【指摘事項】 実績報告の適正性について</b></p> <p>交付要綱及び「決算書記入例」をより具体的なものに改定すべきである。また、実績報告時において、領収書及び決算書等証拠書類は必ず提出させることにしてチェック体制の強化を図るとともに交付先への強い指導監督を行うべきである。</p>	①	<p>今回の指摘事項については、交付要綱を改正し補助対象経費を明記したリストを加えました。</p> <p>また、各地域スポーツ振興会に対し、説明資料を新たに作成し、より具体的に補助金及び提出書類について、補助対象経費・補助対象外経費の区別についての説明会を3回実施し、領収書の提出及び適正な補助金の使用について指導しました。</p>

	<p>(2) <b>【指摘事項】 審査の適切性について</b>  (1)で指摘したような経理処理が散見されていることから、審査担当者の審査を徹底・厳正化すべきである。</p> <p>(3) <b>【意見】 交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性、補助金額の算定の適切性について</b>  補助金の支出効果をより高めるため、及び補助金額が適切に算定されるようにするため、実施回数、事業規模、財政状況等に応じた算定方法にすることが望まれる。</p>	<p>①</p> <p>③</p>	<p>(観光交流部スポーツ振興課)</p> <p>今回の指摘事項については、審査の際、各地域スポーツ振興会から提出された領収書を確認し、疑義のある点については、振興会担当者から個別に聞き取り調査を行なう等、補助金が補助対象事業に係わる補助対象経費として適正に使われているかを厳正に審査しました。  (観光交流部スポーツ振興課)</p> <p>「補助金等の見直しに係る指針」に基づく補助金の公益性、適格性は高いことから、当面現状維持とするものの、今後も「補助金等の見直しに係る指針」及び制定予定の「下関市補助金等交付規則」に基づき補助金額の妥当性、算定の適切性について検証してまいります。  (観光交流部スポーツ振興課)</p>
<p><b>個別事案 34 :</b>  <b>下関市スポーツ少年団育成業務補助金)</b>  <b>(P58～P59)</b></p>	<p>(1) <b>【意見】 交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性について</b>  剰余金があるにもかかわらず、補助金が交付されているため、補助金の交付金額の見直しについて検討することが望ましい。</p> <p>(2) <b>【意見】 実績報告の適正性について</b>  補助金に関連する支出が特定できないため、補助金額の妥当性を検討できない。そのため、補助対象経費が明らかになるような実績報告書の作成を求めることが望ましい。</p>	<p>③</p> <p>①</p>	<p>繰越金はあるものの、団員数の減少に伴い、繰越金は年々縮減する傾向にあり、「補助金等の見直しに係る指針」に基づく補助金の公益性、適格性も高いことから、当面現状維持とするものの、今後も「補助金等の見直しに係る指針」及び制定予定の「下関市補助金等交付規則」に基づき補助金額の妥当性について検証してまいります。  (観光交流部スポーツ振興課)</p> <p>平成24年度より補助金の支出内訳書を別途提出させ、補助対象経費の明瞭化に努めています。  (観光交流部スポーツ振興課)</p>



<p><b>個別事案 35 : 体育協会育成 業務補助金 (P60～P61)</b></p>	<p>(1) 【指摘事項】 交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性について</p> <p>審査担当者は、下関市体育協会の一般会計に係る決算書のみならず運営基金に係る決算書も提出を求め、下関市体育協会全体の繰越金等を考慮して補助金の額を見直すべきである。</p>	<p>②</p> <p>「補助金等の見直しに係る指針」に基づく補助金の公益性、適格性は高いことから、当面現状維持とするものの、今後も「補助金等の見直しに係る指針」及び制定予定の「下関市補助金等交付規則」に基づき補助金額の妥当性、適切性について検証してまいります。</p> <p>(観光交流部スポーツ振興課)</p>											
	<p>(2) 【指摘事項】 補助金交付先への指導監督の適切性について</p> <p>審査担当者は、下関市体育協会に対して適正な税務申告を行うよう指導すべきである。</p> <p>(参考)</p> <p>監査の実施期間中において、税務申告を行うよう審査担当者を経由して指導した。その結果、下関市体育協会は、平成24年9月7日に過去5期分の期限後申告を行った。</p> <p>なお、各年度の所得は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>平成19年度</td><td>1,229千円</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1,040千円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>914千円</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>829千円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>747千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,761千円</td></tr> </table> <p>また、納付すべき本税額は5期分の法人税、住民税及び事業税を合計して1,686千円であった。</p>	平成19年度	1,229千円	平成20年度	1,040千円	平成21年度	914千円	平成22年度	829千円	平成23年度	747千円	合計	4,761千円
平成19年度	1,229千円												
平成20年度	1,040千円												
平成21年度	914千円												
平成22年度	829千円												
平成23年度	747千円												
合計	4,761千円												

個別事案 38 : 第 84 回選抜高等学校高校野球大会出場補助金 (P62~P63)	(1) 【指摘事項】 補助金の申請・決定・交付手続の遵守性について 早稲高等学校甲子園出場収支報告書によると、総収入 56,274 千円のうち下関市補助金が 8,000 千円を占める。従って、補助金以外にも寄付金等による収入も大きく、この点を考慮したうえで、補助対象経費の範囲・支出順序・残金の取り扱い等も明確にしたほうが良いのではないかと考える。そのためには、補助金に関する交付要綱を制定すべきである。	③	今後制定予定の「下関市補助金等交付規則」及び「補助金等の見直しに係る指針」の規定に基づき、適正な補助金交付事務に努めてまいります。 (観光交流部スポーツ振興課)
	(2) 【指摘事項】 交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性について 多額の剰余金相当額が存在すると考えられることから、補助金額の算定に関し、客観的な基準を設けるべきである。	③	補助対象事業費自体は、補助金額を大きく上回るものでしたが、決算においては剰余金が存することから、他の収入も勘案した基準の設定も検討することとします。 (観光交流部スポーツ振興課)
個別事案 39 : 下関市商工会補助金 (P64~P65)	(1) 【意見】 補助金額の算定の適切性について 交付要綱で補助対象経費及び補助割合を明確にすることが望ましい。	②	本件補助については、下関市商工会の財源及び本市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しております。 (産業振興部商工振興課)
	(2) 【意見】 審査の適切性について 提出された収支決算書に記載された支出項目について、サンプル対象の領収証と照合する等の追加的手続を行い、審査の有効性を高めることが望ましい。	②	今後、実績報告書並びに事業報告書と収支決算書の内容について、実地検査を含め、より精度を高め、照合することとし、平成 26 年 3 月より実施しております。 (産業振興部商工振興課)
	(3) 【意見】 審査日程について 事業年度末日の日付に形式的に拘らず補助対象事業に係る事業報告書及び収支決算書の	②	下関市補助金等交付規則(平成 25 年 1 2 月 1 6 日規則第 6 3 号)第 9 条の実績報告の時期の規定により、実質的な十分な審査の時間が確保できる完了期限とするよう、下関市商

	内容を審査し、その後に決裁及び補助金額の確定通知発送を行うべきである。そこで、補助金全般に共通する事項であるため、形式的な日付に拘らず実質的な審査が実施できるよう基本指針等で明確にすることが望ましい。		工会補助金交付要綱の一部を改正し、第10条第2項において概算払いにより交付を受けた場合は、実績報告書を事業完了の日から起算して、20日を経過した日までに提出することとし、平成26年4月1日付で施行しました。 (産業振興部商工振興課)
個別事案 43 : 企業立地促進 奨励金 (P65~P67)	<b>補助金等の申請・決定・交付手続について</b> <b>①【意見】数年度にわたる投資案件の審査の取扱いについて</b> 現状では、投資が複数年にわたる場合の取扱いについて条例施行規則等で規定されておらず、運用上での対応となっている。このため、今後、同様の案件が生じた場合に恣意的な判断が介在しないよう、現状の運用を規定することが望まれる。	②	投資が複数年にわたる場合の取扱いは、明文化も含めて検討してまいります。 (産業振興部産業立地・就業支援課)
	<b>②【意見】雇用奨励金に係る要件の確認方法について</b> 1年以上の雇用継続を確認するために、雇用が実際に継続しているかどうかを確認できる資料、例えば給与支払報告書など別の資料を用いることが望ましい。	①	下関市企業立地促進条例施行規則を改正し、雇用奨励金の交付申請に当たっては、新規雇用者の雇用期間が操業等の開始日後1年以上あることが確認できる書類(労働者名簿、給与台帳等)の提出を義務づけ、平成25年4月1日から施行しました。 (産業振興部産業立地・就業支援課)
個別事案 48 : 森林整備地域 活動支援交付 金事業費補助 金 (P68~P69)	<b>【意見】消費税相当額の取扱いについて</b> 当該補助金の交付先である(財)やまぐち農林振興公社に確認したところ、消費税等は適正に処理されていたが、交付要綱上で補助対象経費中の消費税の取扱いを規定すべきか検討することが望ましい。	②	本事業については平成24年度で終了したため、要綱の改正等は実施しませんが、今後同様の事業が実施され補助金交付要綱を制定する場合には消費税の取扱いについて必要に応じ規定します。 (農林水産振興部農林整備課)

<p>個別事案 50 : 遠洋漁業振興 対策事業費補 助金 (P70)</p>	<p>(1) 【指摘事項】 交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性について 毎年定額の補助金額が交付されているが、補助金交付先の財政状況・資産状況から補助金額が適切であるか否か、検討すべきである。</p>	①	<p>平成 25 年度の補助申請時より、対象事業での人件費計上の考え方に関する書類、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等の書類を新たに提出させ、事業計画、収支予算書・内訳書とあわせて、補助金の支出に関して適切であるかどうかの審査を厳正に行ないました。 なお、平成 26 年度より人件費については補助対象外としました。 (農林水産振興部水産課)</p>
	<p>(2) 【指摘事項】 実績報告の適正性について 補助対象経費の内容と領収書との照合、収益事業・非収益事業の区分を跨ぐ経費の按分に関する基準の妥当性の確認等により、提出を受けた実績報告書の内容が適切か否かを検証し、実質的な審査を実施すべきである。 加えて、補助対象事業及び経費について適切な審査を実施する前提として、(社)下関市水産振興協会に対して財務諸表の会計区分に応じた補助金の交付申請及び適正な実績報告を行うよう指導監督すべきである。</p>	①	<p>(1) に同じ(実績報告提出時にも厳正な審査を行う予定です) (農林水産振興部水産課)</p>
	<p>(3) 【指摘事項】 審査の適切性について 審査担当者の審査を徹底・厳正化すべきである。</p>	①	<p>(1) に同じ。 (農林水産振興部水産課)</p>
	<p>(4) 【指摘事項】 審査日程について 事業年度末日の日付に形式的に拘らず補助対象事業に係る事業報告書及び収支決算書の内容を審査し、その後に決裁及び補助金額の確定通知発送を行うべきである。そこで、補</p>	①	<p>平成 26 年 4 月 1 日より「下関市補助金等交付規則」が施行されたことに伴い、当補助金交付要綱の一部を改正し、第 13 条で実績報告書を事業完了の日から起算して、20 日を経過した日までに提出することとしました。 (農林水産振興部水産課)</p>

	助金全般に共通する事項であるため、形式的な日付に拘らず実質的な審査が実施できるよう基本指針等で明確にすべきである。		
個別事案 51 : 種苗放流事業 補助金 (P72)	【意見】消費税相当額の取り扱いについて 交付先が課税事業者の場合、他の補助金同様、補助対象支出中の消費税等相当額の返還もしくは減額の規定を交付要綱上で設ける必要があるか検討することが望ましい。	③	補助対象支出の消費税相当額の取り扱いについて、補助金の額を消費税及び地方消費税相当額を除いた事業費に補助率を乗じて得た額とするよう、交付要綱を改正することを検討しております。 (農林水産振興部水産課)
個別事案 52 : 補助金等の申請、決定、交付 手続の適切性 について (P73~P74)	【意見】補助金の申請・決定・交付手続について 実際の補助金額は、「魚さいの運搬及び処理の経費額に3分の1を乗じて得た額か基準魚さい処理助成額のいずれか少ない額」となっている。そこで、交付要綱における補助金の額を実際の運用に沿うよう改定することが望ましい。	③	旧補助要綱を廃止し、下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱を制定し、別表に定める事業として、わかり易い表記にしました。 下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行） (農林水産振興部水産課)
個別事案 53 : 私道舗装等工 事費補助金 (P75~P76)	【意見】消費税相当額の取り扱いについて 消費税法上課税取引を行った場合、交付先の消費税申告書上、課税仕入れとなる。他の補助金交付要綱の中に、補助対象支出中の消費税等相当額について返還もしくは減額の旨を規定しているにもかかわらず、当該交付要綱には規定されていない。 交付先が課税事業者の場合、他の補助金同様、補助対象支出中の消費税等相当額の返還もしくは減額の規定を交付要綱上で設ける必要があるか検討することが望ましい。	①	消費税相当額の取り扱いについて、補助金の額を消費税及び地方消費税相当額を除いた工事費に割合を乗じて得た額とするよう、交付要綱を改正しました。(平成25年6月1日施行) (建設部道路課)

<p>個別事案 54 : 下関市街なみ 整備助成事業 補助金 (P77~P78)</p>	<p>【意見】消費税相当額の取り扱いについて 交付要綱上で消費税等相当額を減額・返還する旨の記載が必要か否か検討することが望ましい。</p>	<p>一</p>	<p>下関市街なみ整備助成事業補助金については、平成 23 年度をもって事業を終了しているため、具体的な措置を講じることはできませんが、今後、同様の補助制度を創設する際には、ご意見を尊重することとします。 (都市整備部まちなみ住環境課)</p>
<p>個別事案 56 : 下関市地域ス ポーツ活動振 興業務補助金 (P78)</p>	<p>(3) 【意見】 交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性、補助金額の算定の適切性について 補助金の支出効果をより高めるため、及び補助金額が適切に算定されるようにするため、実施回数、事業規模、財政状況等に応じた算定方法にすることが望まれる。</p>	<p>③</p>	<p>「補助金等の見直しに係る指針」に基づく補助金の公益性、適格性は高いことから、当面現状維持とするものの、今後も「補助金等の見直しに係る指針」及び制定予定の「下関市補助金等交付規則」に基づき補助金額の妥当性、算定の適切性について検証してまいります。 (菊川総合支所地域政策課)</p>
<p>個別事案 59 : 豊田防犯推進 協議会補助金 (P79~P80)</p>	<p>【意見】 審査の適切性について 協議会における補助対象事業に係る事務処理、補助対象経費（事業費）が適切であるか否かの判断について、担当者による十分な審査が行われることが望ましい。</p>	<p>②</p>	<p>補助金が補助対象事業に係る補助対象経費として適正に使われているかを厳正に審査してまいります。 (豊田総合支所地域政策課)</p>
<p>個別事案 60 : 下関市地域ス ポーツ活動振 興業務補助金 (P80)</p>	<p>(1) 【指摘事項】 実績報告の適正性について 交付要綱及び「決算書記入例」をより具体的なものに改定すべきである。また、実績報告時において、領収書及び決算書等証拠書類は必ず提出させることにしてチェック体制の強化を図るとともに交付先への強い指導監督を行うべきである。</p> <p>(2) 【指摘事項】 審査の適切性について (1)で指摘したような経理処理が散見されていることから、審査担当者の審査を徹底・</p>	<p>②</p>	<p>また、各地域スポーツ振興会に対し、補助対象経費・補助対象外経費の区別説明や領収書の提出及び適正な補助金の使用について指導してまいります。 (豊田総合支所地域政策課)</p> <p>今回の指摘事項については、審査の際、各地域スポーツ振興会から提出された領収書を確認し、疑義のある点については、振興会担当者から個別に聞き取り調査を行なう等、補助金</p>

	<p>厳正化すべきである。</p>		<p>が補助対象事業に係わる補助対象経費として適正に使われているかを厳正に審査してまいります。 (豊田総合支所地域政策課)</p>
	<p>(3) 【意見】 交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性、補助金額の算定の適切性について</p> <p>補助金の支出効果をより高めるため、及び補助金額が適切に算定されるようにするため、実施回数、事業規模、財政状況等に応じた算定方法にすることが望まれる。</p>	③	<p>「補助金等の見直しに係る指針」に基づく補助金の公益性、適格性は高いことから、当面現状維持とするものの、今後も「補助金等の見直しに係る指針」及び制定予定の「下関市補助金等交付規則」に基づき補助金額の妥当性、算定の適切性について検証してまいります。 (豊田総合支所地域政策課)</p>
<p>個別事案 65 : 下関市地域スポーツ活動振興業務補助金 (P81)</p>	<p>(1) 【指摘事項】 実績報告の適正性について</p> <p>交付要綱及び「決算書記入例」をより個別具体的なものに改定すべきである。また、実績報告時において、領収書及び決算書等証拠書類は必ず提出させることにしてチェック体制の強化を図るとともに交付先への強い指導監督を行うべきである。</p>	①	<p>交付要綱を改正し、補助対象経費を明記したリストを加えました。</p> <p>また、新たに説明資料を作成し、すべての地域スポーツ振興会に対して補助対象経費・補助対象外経費の区別、領収書の提出及び適正な補助金の使用について指導しました。 (豊浦総合支所地域政策課)</p>
	<p>(2) 【指摘事項】 審査の適切性について</p> <p>(1) で指摘したような経理処理が散見されていることから、審査担当者の審査を徹底・厳正化すべきである。</p>	①	<p>1月に中間検査の実施に加え、実績報告時には各地域スポーツ振興会から提出された領収書を確認し、疑義のある点は、振興会担当者から個別に聞き取り調査を行なう等、補助金が補助対象事業に係わる補助対象経費として適正に使われているかを厳正に審査しました。 (豊浦総合支所地域政策課)</p>
	<p>(3) 【意見】 交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性、補助金額の算定の適切性について</p> <p>補助金の支出効果をより高めるため及び補</p>	③	<p>「補助金等の見直しに係る指針」に基づく補助金の公益性、適格性は高いことから、当面現状維持とするものの、今後も「補助金等の見直しに係る指針」及び制定予定の「補助金等交付規則」に基づき補助金額の妥当性、算定の適切性について検証してまいります。</p>

	助金額が適切に算定されるようにするため、実施回数、事業規模、財政状況等に応じた算定方法にすることが望まれる。		(豊浦総合支所地域政策課)
個別事案 66 : 下関市観光振興対策事業補助金 (P81)	(1) 【意見】 補助金額の算定の適切性について 補助金額が妥当かどうかを具体的に判断できるように、補助対象経費の範囲及び補助割合を明確にすることが望ましい。	④	観光PR等は本来市が行うべき事業を民間主導で官民一体となって行うことで市が単独で事業を推進するよりも柔軟かつ迅速に行うことが可能となり、結果としてはるかに費用対効果の高いものになっています。本市の負担分は協会の財源並びに本市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。 (豊浦総合支所地域政策課)
	(2) 【意見】 効果の測定及びフィードバックの適切性について 実績報告の際に、補助金の支出効果の記載を求めることが望ましい。	④	観光事業の効果は直接的・短期的なものではないため、単純な費用対効果を算出することは困難です。 (豊浦総合支所地域政策課)
個別事案 70 : 下関市観光振興対策事業補助金 (P82～P83)	(1) 【意見】 補助金額の算定の適切性について 当該補助金は特定事業・団体に交付されるため透明性の確保や公平性の観点より説明責任を果たす必要がある。そのため、補助金額の算定に関して交付要綱で明確にすることが望ましい。	④	豊北町観光協会等の観光振興対策事業者は、観光事業の企画並びに発展を図ることを目的とし、本市の観光資源の調査・開発促進及び観光宣伝並びに観光客の誘致等を行っており、営利目的の企業とは全く異なるものです。 また、当該事業者は観光宣伝紹介事業や観光集客イベントの開催など行い、地域へ経済効果をもたらす地域活性化の推進に寄与しています。 これは本来行政が行うべき事業を民間主導で官民一体となって行うことで、市が単独で事業推進するよりも柔軟かつ迅速に実施できることが可能であり、結果として費用対効果の高いものとなっています。 本市の負担分は事業者の財源並びに本市の財政事情等を



			考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。 (豊北総合支所地域政策課)
	(2) 【意見】効果の測定及びフィードバックの適切性について 交付要綱で、補助金の支出効果の測定について規定することが望ましい。	④	観光事業は、飲食・宿泊・運輸等のサービス業に加え、製造業や農林水産業等の幅広い産業に波及する裾野の広い総合産業として、地域経済に大きな影響を与えるものであり、結果として定住人口の拡大にまで影響が及ぶ可能性のある主要事業です。このように観光事業は多岐にわたり波及効果が及ぶものであるが、その効果が直接的・短期的なものでないため、単純な費用対効果を算定することは困難です。 (豊北総合支所地域政策課)
	(3) 【意見】豊北町観光協会の収支決算所について 観光協会に対して、収益事業に関する経理と収益事業以外の経理との区分を行うよう指導することが望ましい。	①	今回の監査意見を踏まえ、豊北町観光協会に対し、ポストカードの販売に係る収益事業の適切な経理について指導を行い、平成25年度から収益事業を廃止する等の事業改善を図りました。 (豊北総合支所地域政策課)
個別事案 72 : 下関市地域スポーツ活動振興業務補助金 (P83・57)	(1) 【指摘事項】実績報告の適正性について 交付要綱及び「決算書記入例」をより個別具体的なものに改定すべきである。また、実績報告時において、領収書及び決算書等証拠書類は必ず提出させることにしてチェック体制の強化を図るとともに交付先への強い指導監督を行うべきである。	①	今回の指摘事項については、交付要綱を改正し補助対象経費を明記したリストを加えました。 また、各地域スポーツ振興会に対し、説明資料を新たに作成し、より具体的に補助金及び提出書類について、補助対象経費・補助対象外経費の区別についての説明会を実施し、領収書の提出及び適正な補助金の使用について指導しました。 (豊北総合支所地域政策課)
	(2) 【指摘事項】審査の適切性について (1) で指摘したような経理処理が散見さ	①	今回の指摘事項については、審査の際、各地域スポーツ振興会から提出された領収書等を確認し、疑義のある点につい

	<p>れていることから、審査担当者の審査を徹底・厳正化すべきである。</p>		<p>ては、振興会担当者から個別に聞き取り調査を行なう等、補助金が補助対象事業に係わる補助対象経費として適正に使われているかを厳正に審査しました。</p> <p>(豊北総合支所地域政策課)</p>
	<p>(3) 【意見】 交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性、補助金額の算定の適切性について</p> <p>補助金の支出効果をより高めるため、及び補助金額が適切に算定されるようにするため、実施回数、事業規模、財政状況等に応じた算定方法にすることが望まれる。</p>	③	<p>「補助金等の見直しに係る指針」に基づく補助金の公益性、適格性は高いことから、当面現状維持とするものの、今後も「補助金等の見直しに係る指針」及び「下関市補助金等交付規則」に基づき補助金額の妥当性、算定の適切性について検証してまいります。</p> <p>(豊北総合支所地域政策課)</p>
<p>個別事案 78 : 下関市指定文化財保護事業補助金 (P84~P85)</p>	<p>【意見】 補助金の申請・決定・交付手続について</p> <p>市による工事業者の選定に関する指導・助言については、一定の金額基準を設け、複数業者が補修や工事に参加できるよう工事業者の選定に関する規定を設けるなど、手続きの透明性を高めることが望ましい。</p>	③	<p>文化財は伝統的工法を用いて作製され、その補修や工事については、高度な専門的知識、技術や経験が求められますが、市内には一部を除き、該当する業者がおらず、西日本を中心に広範な地域で業者を選定する必要があります。所有者は、業者選定に関する知識を持ち合わせていないため、文化財保護部局が文化財の種別や修理内容、所在地の遠近などに応じて最適な業者を推薦して、所有者が選定する方法を採用しています。指定制度は、文化財所有者に規制と負担を強いるものであり、所有者の美徳によって成り立っています。補助事業においても、文化財保護部局の強い要請により事業着手するものが大半であり、業者選定に係る繁雑な事務負担や経済的負担など、これ以上の負担を所有者に強いることは避けなければなりません。よって、現状としてはやむを得ないものと認識しています。なお、これまで事業費が1千万円を超え、設計監理が必要な建造物修理に関しては、設計監理業者が事務を行うため、工事費に限って所有者に競争入札を要請して</p>

			<p>います。 (教育委員会教育部文化財保護課)</p>
<p><b>個別事案 79 : 政務調査費 (P88)</b></p>	<p>(1) <b>市政報告等配布物(資料作成費・広報費・広聴費)</b></p> <p>①【指摘事項】<b>按分負担に関して</b> 市政報告の発行者に対して、内容に応じた合理的な按分に基づいた会計処理を行うよう徹底すべきである。</p> <p>P92 2件(上から6・8項目) P94 3件(上から3・6・7項目) P95 3件(上から1・2・3項目) P96 1件(上から7項目)</p>	<p>①</p>	<p>記載内容に応じた合理的な按分がなされた結果、会派より収支報告書の訂正がなされ、返還済みです。</p> <p>全議員を対象とした説明会を行い、政務調査活動に関連のない記載を行なった場合は、按分に基づいた会計処理をするよう徹底しました。</p> <p>(下関市議会事務局庶務課)</p>
	<p>②【指摘事項】<b>政務調査費で作成した旨の記載について</b> 手引きに従い市政報告に政務調査費で作成した旨を記載させるべきである。</p> <p>P92 4件(上から3・4・5・6項目) P93 3件(上から2・3・4項目) P94 6件(上から3・4・5・6・8・9項目) P95 7件(上から2・4・5・6・7・10・11項目) P96 5件(上から4・6・8・9・10項目)</p>	<p>①</p>	<p>全議員を対象とした説明会を行い、市政報告には政務調査費で作成した旨の記載するよう各会派に徹底しました。</p> <p>(下関市議会事務局庶務課)</p>

<p>(2) <b>【指摘事項】 政務調査費の目的に適合しない支出について (費目全般)</b></p> <p>政務調査費の目的に適合しない支出に関しては、補助対象経費に含まれないため、返還請求すべきである。</p> <p>P92 4件 (上から1・2・7・9項目)  P95 1件 (上から9項目)  P96 5件 (上から1・2・3・5・11項目)</p>	<p>①</p>	<p>政務調査費の目的に適合しない支出については、会派より収支報告書の訂正がなされ、返還済みです。</p> <p>(下関市議会事務局庶務課)</p>
<p>(3) <b>【意見】 ネットワーク費用について (その他の経費)</b></p> <p>手引きでその他の経費として支出できるものとされている携帯電話代等と同様に上限額に関して規定することが望ましい。</p> <p>P97 3件 (上から7・8・9項目)  P98 1件 (上から1項目)  P99 2件 (上から3・4項目)</p>	<p>①</p>	<p>平成25年4月策定の新しい手引きにおいて、ネットワーク費用は、携帯電話等も含め、政務活動に費やした実態に合わせて、社会通念上妥当と認められる按分率を使用するものと規定しました。</p> <p>(下関市議会事務局庶務課)</p>
<p>(4) <b>親族及び同族企業に対する支出について</b></p> <p>① <b>【指摘事項】 親族の雇用について (人件費)</b></p> <p>現行の手引きでは、身内への人件費 (平成23年度: 480,000円、平成22年度 50,000円) は認められないため、全額を返還請求すべきである。</p> <p>なお、今後は議員の身内への人件費を補助</p>	<p>①</p>	<p>身内への人件費については、会派より収支報告書の訂正がなされ、返還済みです。</p> <p>平成25年4月策定の新しい手引きにおいて、同族企業等に対しては支出できないものとし、本人から理由を付して同族企業等に対し支出したい旨の申し出があり、各会派会長会議において了承された場合は支出できるものと規定しました。</p>

<p>対象経費とすることにつき考慮すべき事情があれば、透明性を高めるために一定の指針を手引きに規定すべきである。</p> <p>P93 1件（上から1項目） P95 1件（上から8項目）</p>		<p>（下関市議会事務局庶務課）</p>
<p><b>②【意見】同族企業に対する支出（人件費を除く）</b></p> <p>下関市においても、同族企業に対する支出について、透明性を高めるよう手引き上で一定の規制を設けることが望ましい。</p> <p>P97 3件（上から2・5・9項目） P98 1件（上から1項目） P99 2件（上から3・4項目）</p>	<p>①</p>	<p>平成25年4月策定の新しい手引きにおいて、同族企業等に対する政務活動費の支出はできないものとする旨を規定しました。</p> <p>（下関市議会事務局庶務課）</p>
<p><b>(5) 調査旅費</b></p> <p><b>①【指摘事項】二重計上について</b></p> <p>明らかに会計処理の誤りであるため、当該支出に関しては返還請求すべきである。</p> <p>P94 2件（上から1・2項目）</p>	<p>①</p>	<p>会計処理の誤りのあった支出については、会派より収支報告書の訂正がなされ、返還済みです。</p> <p>（下関市議会事務局庶務課）</p>
<p><b>②【意見】旅費規定について</b></p> <p>経済性の観点から、「実費弁償の原則」に基づき、旅費条例により概算払いした後、実費により精算する方法が望ましい。</p> <p>P99 1件（上から1項目）</p>	<p>①</p>	<p>旅費計算については、市の旅費条例に準拠しており、公務による旅費（議員派遣）との整合性もあることから、実費による精算は考えていません。</p> <p>（下関市議会事務局庶務課）</p>

<p>(6) 備品管理</p> <p>①【意見】現物管理について</p> <p>現物に基づいた備品台帳管理を実効性のあるものにするため、現物の所在場所を台帳上明記させることが望ましい。</p>	①	<p>平成24年度より、按分による備品購入を認めており、備品を会派控室に設置する必要がなくなったことから、所在場所を台帳に明記させる実益性はないものと考えます。</p> <p>(下関市議会事務局庶務課)</p>
<p>②【意見】廃棄手続きについて</p> <p>備品を耐用年数到来前に廃棄する場合の取り扱いを手引きに規定することが望ましい。</p>	①	<p>平成25年4月策定の新しい手引きにおいて、可能な限り第三者からの書類等を徴するなど処分した事実の証明が行えるようにすることが望ましいと考えてます。会計責任者は、破棄を確認した後、速やかに備品処分届を議長へ提出するものと規定しました。</p> <p>(下関市議会事務局庶務課)</p>
<p>③【意見】ソフトウェアの取り扱いについて</p> <p>手引き上では、ソフトウェアの管理方法が明文化されていないため取り扱いについて検討することが望ましい。</p> <p>P97 1件(上から1項目)</p>	①	<p>平成25年4月策定の新しい手引きにおいて、ソフトウェアの購入については、価格にかかわらず消耗品とするものと規定しました。</p> <p>(下関市議会事務局庶務課)</p>
<p>④【意見】支払期間が複数年に及ぶ契約について</p> <p>支払期間が複数年に跨っている政務調査費を単一年度に一括で計上することは望ましくないと考えられる。支払期間が複数年に及ぶ政務調査費の取り扱いを手引きで明確化することが望ましい。</p>	①	<p>平成25年4月策定の新しい手引きにおいて、年度を跨ぐ契約期間に係る一括前払金は、その支出金を年度で按分するものと規定しました。</p> <p>(下関市議会事務局庶務課)</p>

<p>P97 2件（上から3・4項目）</p> <p>(7) <b>【意見】切手購入代（広報費）</b>  換金性のある切手の購入費が他に流用される疑義を生じさせないためにも、今後は、一定数以上の発送をする場合は、別納郵便を使用することが望ましい。</p> <p>P99 1件（上から2項目）</p>	<p>①</p>	<p>平成25年4月策定の新しい手引きにおいて、印刷物等を発送する際は、原則として切手を使用せず別納郵便等による窓口払いにするものと規定しました。</p> <p>（下関市議会事務局庶務課）</p>
<p>(8) <b>【意見】収支報告書</b>  行政の透明化を求める気運が高まっていることから、収支報告書の情報公開は、既に他の自治体でも実施しているHP上で公開することが望ましい。更に、議会事務局の事務処理の平準化、適時開示の観点から、半期毎での開示も検討することが望ましい。</p> <p>P97 1件（上から6項目）</p> <p>P99 1件（上から4項目）</p>	<p>①</p>	<p>平成24年度政務調査費の収支報告書は平成25年6月にHP上で公開しました。</p> <p>平成25年4月策定の新しい手引きにおいて、平成25年度から、議会事務局で予備的に収支報告書の内容を点検し、事務の輻輳をさけるため、上半期分（4月から9月まで）の支出伝票を議会事務局で点検することと規定しました。</p> <p>全議員を対象とした説明会を行い、収支報告書に添付する領収書等の訂正は、疑義を生じないように処理するよう徹底しました。</p> <p>全議員を対象とした説明会を行い、手引きにしたがい、市政報告等の原稿は収支報告書に添付するよう徹底しました。</p> <p>（下関市議会事務局庶務課）</p>

※ページの表示は、「平成24年度包括外部監査結果報告書」による。